

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時 平成24年11月9日(金)午後3時から午後5時

2 場所 東京地方裁判所第一会議室

3 参加者等

司会者 田村政喜(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 堀田真哉(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 下津健司(東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 高嶋智光(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 今井誠(東京地方検察庁公判部検事)

検察官 湯川毅(東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 遠藤常二郎(東京弁護士会所属)

弁護士 黒川由子(第一東京弁護士会所属)

弁護士 小林剛(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

本日の裁判員経験者の意見交換会をこれから始めたいと思います。

私は本日の司会を担当させていただきます、東京地方裁判所の刑事第13部の裁判官、田村政喜と言います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

裁判員を経験された方、8名の方に来ていただいているわけですが、きょう、この場では、いろいろ意見をお伺いするわけですが、法廷での審理のわかりやすさということを話題事項の中心として取り上げまして、最後に守秘義務についても、少しお伺いしたいと思います。

中心的な話題事項となります、「法廷での審理のわかりやすさ」というこ

とにつきましては、大きく3つのテーマを取り上げたいと思います。

1つ目のテーマは、時系列順に、冒頭陳述、最初に検察官や弁護人が行う冒頭陳述、プレゼンテーションについてですね。

2つ目が、証拠書類の取調べ。証拠書類の取調べについて。

3つ目のテーマが証人尋問や被告人質問についてということです。

こうしたテーマを取り上げることで、法廷での審理がわかりやすかったか、逆にわかりにくい点はなかったか、こうしたらいいんじゃないか、改善すべき点はこのようなことが考えられるんじゃないかというようなことについて、ご意見を伺っていきたいと思っています。

もちろん、その他、これを言っておきたいと、お気づきのところはお話をお聞かせいただきたいと思いますと思っています。

それでは、まずは、本日お集まりいただいている参加者の方々、私から向かって右手の方が、1番で、向かって左手の8番の方まで、参加者の方々のご紹介を兼ねるということで、それぞれがご担当された事件を、私から簡単に紹介させていただきます。

その際に、裁判員を担当されたことについて、全般的な感想やお気持ちとか、ご意見といったことを、どんなことでもお話いただけないかと思っています。

本題の話題事項に入っていく前に、まずは緊張をほぐしていただいて、その後の発言をしやすいしていただく。まあ、ここであった話をもとに、さらに広がっていくということもあるかと思っていますので、まずはご感想を述べていただくことから始めたいなと思っています。

順番に1番の方から、1番の方は、担当されたのは、殺人未遂の事件で、犯行当時、被告人が心神耗弱の状態にあったのか、心神喪失の状態にあったのか、こういった点が争われた事件だったと。このようにお聞きしていますが、それでよろしかったでしょうか。

それでは、どんなことでも、感想のようなことでも、今のお気持ちでも、きょう来ていただいたことについてのお考えでも、何でも結構ですので、一般的なことについて、何かご意見なり、ご感想なりということはいかがでしょうか。

1 番

初めて裁判員制度に参加していたんですが、ちょっと緊張して今も緊張しているんですが、ちょっと、素人の中で、決める、評議するとか、そういうのがすごく、後から難しいなというのを感じられて、みんなでそういう話し合っただけで決めるというのは、ちょっと本当に難しいなと感じられました。

司会者

すいませんね。きょうのこの場も緊張しちゃうのは、本当によくないかもしれないですね。

きょうは忌憚のないご意見を伺う場なので、お気になさらないで、どんどんいろいろ話をしていていただきたいなと思っています。

それでは、2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

はい。非常にいい経験になったと思っています。私の担当した事件では、裁判員、ほかの裁判員の方と非常に和気あいあいとした雰囲気、終了日の近くには、一緒に昼食に出るなど、非常に和やかな雰囲気で進んだので、緊張するというのも余りなく、できたと思います。

司会者

順番が逆になっちゃいました。2 番の方をご紹介していなかったんですが、2 番の方のご担当された事件は、傷害致死の事件で、被告人が加えた暴行と、被害者の死亡との関係に因果関係があるのかといった点、それから、正当防衛が成立するのではないかといった点、この点が争われた事件です。

結論としては、無罪になった事件だということですね。

ありがとうございます。

続いて、3番の方ですが、ご担当された事件は殺人の事件。争われていたのは、犯行当時に被告人が統合失調症の病気に罹患していて、心神耗弱であったかどうか、この点が争われたとお聞きしておりますが、そういった事件でございますね。

それでは、どんなことでも、ご感想なり、いかがでしょうか。

3番

私も、今回裁判に参加できて、とてもいい体験になったと思っています。皆さんで真剣に考えて、いろいろな意見を交換して、検察官の資料だとか意見とかを見返してみたり、思い返してみたり、あと、弁護士の方の意見だとか、そういったことも、裁判官の方とか、裁判長の方とかとも、細かい話し合いの中で、十分練って答えを出したので、今となっては、真剣に考えて結果を出せたので、よかったのではないかと。

最終的には、今となっては、結果がよかったんじゃないのかなと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。

4番の方ですが、4番の方が担当された事件は、殺人未遂の事件です。争われたのは、被害者が、左の胸に刺し傷を負っているんだけど、この傷を負ったのが、被告人が出刃包丁で刺したから傷を負ったのか、それとも被害者が寄りかかってきたから刺さってしまったのか。それとの関連で、被告人に殺意が認められるかどうか。こういった点が争われたと。こういう事件であると伺っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、ご感想などをどうぞ。

4番

裁判の期間中は、家に帰っても、なんか頭から離れず、どうだったかなと

か考えたり，それぐらい真剣に考えて，考えて，1週間ぐらいなんです，頭から離れなかったという印象がありましたが，裁判を終わってみると，忘れてしまうぐらいな，燃え尽きたのかはわかりませんが，そういったような印象をもっております。

最終日に，今も，1番さんから3番さんまでのお話を聞いたんですが，最終日に皆さんで食事に行って，法曹会館の地下で食べたんですが，おいしいなど，そういった印象をもっています。以上です。

司会者

はい。ありがとうございます。

3番の方も，4番の方も，真剣にやって，悔いのないような状態までやっていたということをお伺いして，とてもありがたいなと思っておるところであります。

5番の方ですね。5番の方が担当されたのは，殺人事件で，殺害の動機，なぜ殺したのかといったことが争われたということでお伺いしています。

動機だけだということだと，一見小さな話にみえますが，かなりその点が非常にシビアな事件だったというふうにお伺いしていますが，ご感想などをお願いします。

5番

やはり，私もすごくいい経験ができたと思いますし，その動機に至るために，メールだの，いろいろ長かったんですね。その時間がすごく費やされて。

司会者

審議の時間がすごく長かったんですね。

5番

はい。メールの時間のやりとりの時間が長かったり，それを解明するとか，その夫婦の関係を解明するのに，そのメールのやりとりが3日ぐらいあったんだと思うんですね。

はい。ですから，それがちょっと長かったなっていう印象もありましたし，それによって，夫婦関係の，夫婦がどういう関係だったかというのがわかりやすかったというのは，現代的なんだなっていう印象もありました。

そうですね。それから，やはり私の場合は，証拠写真だの，何だのを見たというのもあるんですが，やっぱりそれが終わってからも，いまだに目に焼きついているというのが印象的です。以上です。

司会者

裁判所でもメンタルヘルスケアは用意しておりますので，必要であれば。

5 番

そこまでしていただく必要はありませんので。

司会者

安心いたしました。

6 番の方ですが，6 番の方の担当されたのは，傷害，監禁致死の事件，これが予備的に傷害致死の事件で，被告人が2人いて，1人の被告人は共犯者の間において，彼がどのくらい上なのか下なのかといった，その立場や役割が争われて，もう1人の被告人については，鉄パイプで殴ったといった暴行があったかどうかとか，暴行や傷害の共謀に加わっていたかどうか，いろいろ何か多岐に争われた事件と伺っておりますが，そのとおりですか。

6 番

はい。

司会者

はい。いろいろご感想などいかがでしょうか。

6 番

はい。本当に実際は映画や小説よりもすごいなっていうのがまず印象で，でもその裁判自体は，ほかの裁判員の方と裁判長，裁判官，皆さん，本当に素晴らしいメンバーでして，選任されたそのメンバーを見ても，私は本当に

一番の素人だと思ったんですけど、周りの皆さんは法律の勉強をしていらっしゃる方なんじゃないかと思うくらいの、裁判員の方もすごい何か知識が豊富な方だったんですね。

ですから、その方たちに本当に助けられて、いい雰囲気の中で最終的な評議まで行きつけたとは思っております。

ですから、今回こうやって参加できたことは、自分の人生の中で、本当に貴重な経験でした。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。裁判員の方がすごいなというのは、私も日々感じているところでして、教えていただくばかりの日々です。

それでは、7番の方ですが、傷害致死の事件をご担当されて、この事件では、被告人が被害者の首、頸部を圧迫する暴行を加えたかどうかと、この点が争われたと、こうお伺いしています。事件について、またお務めになられて、ご感想などいかがでしょうか。

7番

はい。私も非常によい経験をさせてもらったと思います。

それで、参加したメンバーはみんな真剣に考えて、一つの結論に、この場合、傷害のみの最終のあれになったと思いますが。

司会者

そうですね。はい。

7番

ただ、いろいろな人間模様が本当に、証人の方々は独特な方ばかりで、すごい世界があるんだなというのを見えたのは、すごい経験をさせてもらいました。

あとは、友人関係に裁判員になったことを伝えて、皆さん、ああ、そうって。聞いて、俺はちょっと参加できないなと。仕事の都合とか、そういう人

たちが結構いたので、その点を加味すると、職業柄で参加できる、できないは、大分あるんじゃないかなという印象はもちました。以上です。

司会者

ありがとうございます。

それでは、最後に8番の方ですが、担当されたのは傷害致死の事件で、被告人が犯人かどうか。被害者に暴行を加えて死亡させた犯人が被告人なのかどうかと、この点が争われた事件とお伺いしています。お務めになったご感想などいかがでしょうか。

8番

いい経験はみんな、私も同じように感じますが、本当に素人だということを感じさせられたというところですね。

言われていることが、さっきも申しあげたんですが、言われていること自体が、こう理解するまでに時間がかかってしまって、その間を自分の中でも、人様に対しても無駄にしてしまったんじゃないかという悔いはあるんですが、じゃあ、自分で何ができたかって言われると、2度は証人はだめなんだよっていうことを言われていたにも関わらず、本当に質問を、ああ、これも聞いておけばよかったのによって後悔したり、いろいろな人の話を聞いていても、それがストレートに聞こえるのではなくて、何かこう、靴の外から足を掻いているように、理解しきれないというか、そういうフラストレーションは初めのうち感じていたんですが、でも本当に裁判長さん以下、とてもの確に、それはこういうふうなんですよっていうことを何度も説明していただくうちに、理解もして、精一杯のことはやれたんじゃないかなって思っています。

司会者

ありがとうございます。

皆様からひととおりお話を伺いました。それぞれの方が担当された事件の概要と、まず一言、裁判員をお務めいただいたの感想などをお聞かせいただ

いたわけですが，それでは，本題である話題事項について，皆様のご意見を伺っていきたいと思います。

裁判員の皆様と，私ども裁判官は，裁判が終わるとですね，評議に臨んで，結論を決めるための議論をしていくわけですが，評議を始めるときに，ああ，法廷でこんなことがあったなど。法廷での審理が頭の中にきちんと残っていて，よく理解できているというようなことがないと，評議に臨めない。

その法廷での審理が，非常によくわかりやすく，頭に残っているということの重要性というのは，これは裁判員の方だけじゃなくて，実は裁判官にとっても同じように重要で，わからない感じだと，評議に臨むに当たって，裁判長として，これから評議の司会をしなきゃいけないのだけど，待てよ，どこがポイントで，どういうふうにしたらいいかなとか，実は内心悩んでいるんですね。法廷での審理が非常にわかりやすいもので，頭にすっと入ってくるということが，何よりも大切なものだと思います。

もちろんどんな事件でも，結論を決めるまでには悩みがあって，判断に迷いがあると，きょうも量刑を決めるのに難しかったとか，この証人が信用できるかどうかという話をした結果，信用できないという結果になったとか，いろいろなことがあるわけですが，きょうお集まりいただいた裁判員経験者の方々の担当された事件は，いずれも殺人，これは未遂も含みますが，殺人，それから，傷害致死といった重い事件で，しかも，そこに私は犯人ではないとか，刺し方が違うとか，殺意がなかったとか，心神耗弱であるとか，様々な争点があって，ほかの事件にも増してご負担の大きい，難しい判断を迫られた事件だったのではないかと思います。

そうすると，その評議で議論することもいろいろ難しいことがあった。翻って考えると，その評議で話をするための材料を提供する場である，法廷での審理がわかりやすいものになっていないと話ができない。

先ほど8番の方から，後になって，もう一度来てもらえないんだけど，も

う一度聞きたかったなというような話があったりとか，5番の方が，メールのやりとりがすごく長くて，3日間聞いて，長くて大変だったとか，いろいろな話がありました。

こういったことを具体的に伺っていきたいなと思っています。

まず，証拠調べの中身に入る前に，プレゼンテーションの点について，何かお気づきになったところだとか，ご意見があったかということをお伺いしたいんですが，まず最初に，証拠調べを実際に始める前に，検察官，弁護人はそれぞれパワーポイントを使ったりとか，書面を使ったりとか，はたまた書面はなしで，その状態とか，いろいろな形がありますが，冒頭陳述ということで，プレゼンテーションを行ったと思います。

証拠によって，こういったことを証明しようと考えていますという話をしたと思います。

それぞれいろいろ争いがあったわけですが，ここが争いなよねと。検察官が考えていることは，こういうことなのねと。こういうところに着目すればいいのねと。

逆に，弁護士は，こういうところを争っていて，弁護士のストーリーはこういうふうに違うのねと。これから証拠調べをするときに，こういうところに注目すればいいのねというようなことが，わかりやすかったかどうかということ。わからなかったけど，その後ずっと証拠調べをやって，最後になってから，なんかそういえば3日前に言ったことがわかったよねという感じなのか。逆にわかりやすかった，あれはいいですよということになると，また検察官，弁護人は励みになると思いますので，いいほうの意見も悪いほうの意見も言っていただけるとありがたいなと。

ポイントをちょっと外しているなと思ったとか，違和感があったとかいうようなことを，いろいろ，どんなことでもいいですが，お気づきになったことがあったら，お話を伺いたいなと思います。

2 番の方いいですか。

2 番

弁護士の方がうまいと言うか，検事の方がうまいとか，やっぱりその辺で凄腕と呼ばれている人は，そういう理由があるなみたいな。やっぱりそういうことも少し感じました。

弁護士と検事がそうやって，攻撃の応酬をしていく中で，ああこの人はやり方がやっぱりうまいなとか，そういうところがありました。

司会者

やはりプロであると感じたということですかね。

2 番

そうですね。

司会者

非常にありがたいお話を伺ったんですが，ほかの方はいかがでしょうかね。

もっと辛口のところでも結構です。8 番の方は，冒頭陳述で，最初のプレゼンテーションを聞いたときに，ああ，後で，こういう証人を調べることになるのねと。そういう証人が出てきたら，こういうところを聞いてみようかしらと思えると非常にいいんだと思いますが，その辺を振り返ってみて，冒頭陳述でもっとこうして欲しかったとか，逆にそれはそれで，わかりやすかったよとか，いかがですか。

8 番

初めの，弁護人側の冒頭陳述では，外部からの侵入ができるんだということをしごく強調して，もちろんほかのざっとした話もあったんですが，だから，特定する，外部説は排除できないってことを言いたかったんだと思うんですが，そのときにもしごくその点を非常に強調しまして，ああ，そういうこともあるのかなって，私たちも思った。私なんかは思ったんですが，ずっと進んでいきましたら，家族の人でも外部の人じゃないって。外部の人は

全然入った形跡がないってようなことになって、一体あれだけの長いのは、なんだったのかなって。その論点をもう少し、まあ、いろいろな説をやっておくことはとても大切なのかなって思うんですが、でも、それがじゃあ後になったときにどうだったのっていうのはありました。

司会者

その事件は、被告人が犯人かっていうことについて、そもそもだれか犯人がいて、犯人捜しをするっていうだけじゃなくて、その前に、そもそも事故なのかみたいな話、つまり外部っていう話は、だれか外部から人が来て、犯罪を行ったんじゃないかとか、そもそも事件じゃなくて事故なんじゃないかとか、いろいろな可能性を弁護士が主張して、結局、事故じゃなくて事件で、事件も外部じゃなくて内部で、内部の中の人間のだれかで、結局それが被告人だということになるのだけど、最後のところを検討するのだったら、そんな外からやるのじゃなくて、もう少しわかりやすいやり方があったのではないかと、こういうご主張、ご趣旨でしょうかね。

8 番

そうなんですね。素人には、漫然とした印象が残ったかなという。

司会者

ほかの方も、どうですかね。6 番の方はいかがですか。

6 番

はい。そうですね。私も全く、今同じ感じなんですけど、2 番さんがおっしゃったように、その表現力ってというのが、犯人のほうもそうですし、その言葉が証拠になっていくという点で、あとはその、最終的にジャッジをする裁判官、裁判員側もそうですし、弁護士、検察官、相手を、こう、何て言うんですかね、納得させるための、その表現力というのは、やっぱりすごい問われるなと思いました。

それで、8 番さんの話とも重なりますが、前もって、こういう流れで、例

えば、検察官とその弁護人側で、共通する項目も出てきますよね。じゃあ、どこが違うのかっていうのを、そこを、皆さん注意して聞いてくださいっていうことをあらかじめ裁判員のほうもわかって聞いているのと、そうじゃないのと違うと思うんですね。

私が一番困ったのが、ずっと、出される順番どおりに聞くわけですよ。でも、聞いて、書き写してはいるんですが、書いているうちにみんな同じように聞こえちゃうんですね。検察側の意見も、弁護人の意見も。じゃあどこが本当に違うのか。一番違うところが一番大切だと思うんですね、その発言の内容で。

そこを、後あと振り返ったとき、あ、こことここが違うよね。あの人とこの人の言ったことは違ったというのを、こう素人が聞いていてもわかるような、何かこう、何て言うんですかね。それこそ表現力と言うか、プレゼンですよ。それがわかりやすければよかったかなって。

ただ、それこそ周りの裁判員の方たちが、もうすごいんですよ。記憶力といい、その記述力といい。そうすると、私が聞き逃していたことを全部覚えているわけですね。だから、それは本当にすばらしいなと思って、その辺は。もしかしたら、何かインターネットとか、書店とかで、こういう裏ワザがあるよみたいなのが出ているのかもしれないんですが、その聞き方のポイントですか、それは、特別裁判じゃなくても通じる話なんですけど、人の話のその聞き方のポイントじゃないですけど、こういうところをポイントで今回の裁判を臨んでくださいっていうことを、あらかじめもうちょっと自分の中で把握して臨めば、私ももっといい意見を出せたかなって。

ただ、本当に周りの人が引っ張ってってくれたので、あ、そう言えば、そういうのを言っていたなっていうのを、周りから引き出してもらえたので、逆に言ったら、もう一度もし裁判員が経験できるのであれば、もう1回そういうのもチャレンジしてみたいなと思いますね。ちゃんと勉強してから。

司会者

ありがとうございます。ありがたいですね。また経験していただけると。

6 番

はい。してみたいですね。ぜひ。

司会者

ありがとうございます。

本当に裁判員の方が、よく記憶されていて、メモをとられているというのは、感心します、すごいなって。

今お話があったところで、先ほど出たように、どこがポイントなんだというか、どこが争われていて、1から10まで全部争われている事件ってそんなになくて、ご担当されたみんな難しい事件でも、大体ほとんど争いがない共通のところが多くて、ここポイントでここが争われているんだと、お話になったように、そこが中心だと思うんだけど、何かそこがなかなか見えてこないというような感じでしょうかね。

6 番

そうですね。

司会者

5 番の方ですよね、殺害動機。だから、一見すると、ほかの方は有罪か無罪かが争われるのだけど、殺人が成立することは変わらなくて、単に殺害動機でしかないのだけど、でもそこがすごく争われていて、そこがすごく重要なわけですよね。その辺りというのは、最初にプレゼンテーションを聞いた段階でおわかりになりましたか。

5 番

私の場合は、どんな事件かというのを、ニュースでも見た覚えがなくて、大きい事件だったんですけど、余りにも無知だったもので。

それで、その場で初めてこういう内容の事件だというものを聞いて、聞い

たときに両方からの紙の資料をいただいていたので、全体的にこういう流れでやりますっていうことだったんですが、私もやっぱり、先ほど言った長かったそのメールは、動機が、保険金が目的の動機なのか、それともそのけんかをよくしていたということを立てたいのか。あと、中国人の、愛人じゃないんですけど、そういう人も出てきて、その人の仲が結婚をするほどで、殺害にいったのかということ、何を目的でそのメールを読んでいるのかというのが、長くて、最後に検察側と弁護側がこの文章の分で、何とかです、ああですって言うんですが、それがちょっと余りにも長すぎて、え、そうかなっていう。そういう後から評議に入ったときに、もう1回前後から見直したりするっていう、そういう、何て言うんですかね、もうちょっと要約してできないものなのかなっていうのはありました。

あともう1個は、パソコンを消した消さないっていう、保険金の、今はパソコンで見られるそうなんですけど、それを死んだ後に見ていたんですね、犯人が。それをわざわざ消したっていうことを立証するかしないかだったんですが、専門家が来たんですけど、パソコンの。大体はわかるんですけど、その難しい用語が出てくると、私にはちょっと、これを使ってああしたから消えたというのは証拠にならないとか、その辺がちょっとあいまいで、私には理解ができなかったというのが印象でした。

だから、その辺でちょっと保険金が目的で殺人をしたっていうことの重さが、ちょっとその辺が判断がつけづらかったっていうのも、私はすごい、今でもちょっと悔いがあるというか。

あとは、検察官側が無期懲役って出したんですが、検察官側がもうそういうふうに出したということは、まあ私の判断なんですけど、もうそれ以上立証できなかったのかなって。

だから、その辺がちょっと。

司会者

ありがとうございました。

だんだん証拠の中身のほうにも入ってきているので、冒頭陳述のところを伺っていない方もいるのですが、中身のほうにも入っていきたいと思いますが、証拠調べ、書類の取調べと証人尋問や被告人質問というのがあるわけですが、今メールのやりとりの話も出ましたし、書類をいろいろ各種調べることがあったと思うんですね。

それで、その書類の取調べをすることを、検察官が朗読したり、写真を見たり、図面を見たりというような、メールを見たりというようなことがあったと思いますが、そういったときに、まず、そのもの自体が頭に内容が入ってきたかということと、それともう一つ。そのもの自体は、メールはこういうメールだなとわかるんだけど、それがどういう意味を持っているか、写真は出てくる、図面は出てくる、ある人の話は出てくるんだけど、この事件とどういう関係があるかとか、最初に検察官や弁護人はこういうプレゼンテーションをしたんだけど、それとどういう関係があるのか、思ったりして聞くことはなかったか。

逆に、こういう関連づけをしていただいたので、わかりやすかったよというようなことはあったかというようなことですが、そんなところでいかがでしょうか。

書類をいろいろ調べたと思うんですね。人が捜査官に、検察官とか警察官に話をした。いわゆる取調べですね。取調べをしたことが紙に書かれていて、それを何月何日に警察官に話したことをこれから読み上げますと言って、読み上げをしたというのもあるでしょうし、書いた手紙を調べるというようなこともあったでしょうし、現場の図面を調べるということもあったし、現場の写真とか、ご遺体の写真とかいうのもあったでしょうし、またメールのやりとりをしていたら、そのメールが残っているパソコンのメールを映し出したりとか、いろいろなことがあったと思うんですね。

その関係で、これはどういう意味があるのと、これを調べていてよくわからないとか、ずっと1時間ずっと聞いているんだけど、今何をしているのかなというような辺りはいかがでしょうかね。もっとこうしてくれるとうれしかったりとか。

さらに、書類を見ていたんだけど、例えば、目撃者の書類を読み上げられたんだけど、先ほどもう1回来てもらって突っ込みたかったっていう話があったんですが、その人が法廷に来てもらえたら、私だったらここを突っ込んだのになというようなことがあれば、この人に本当は法廷に来てほしかったなというようなこともあるかもしれないですよ。

そんなところについて何かご意見があったら、ご意見を聞かせてほしいなと思って思うんですが。

4番の方、何かございますか。

4番

ちょっとご質問とは違うかもしれないんですが、私の経験した裁判では、警察官の取調べの内容について、DVDで撮影していたのがありまして。

司会者

はい。

4番

実際に供述した調書については、最初に読み上げられたんですが、最後にDVDを流したということで、その内容の信ぴょう性と言いますか、そういったものを、あ、そうなんだなというのを、その流れの中で、そういうふうに使っているのかなというふう感じたんですが、非常にわかりやすかったなという印象があります。

司会者

それは、何分ぐらいのDVDだったんでしょうか。正確じゃなくても、20分ぐらいか1時間ぐらいかというような感じは、どんな感じのものですか。

4 番

30分ぐらいですかね。

司会者

30分ぐらいの。

4 番

最初の段階から，最後の読み聞かせの段階までとっていましたので，そのときの，その嫌疑者のその表情とか，そういったものだったりとかというのを確認できたので，信ぴょう性があるなというのを，ビジュアルで見れたというのは，やっぱり有効なのかなと思いました。

司会者

なるほど。それは，そのDVDを調べる前に，警察官などに話をした書面自体は，取調べがあって，読み上げは先にあったわけですね。

4 番

そうですね。

司会者

今，お話があったように先に。

4 番

はい。

司会者

で，それを信用していいのということについて，DVDを見ることによって，結論はどちらにしろ，信用できる，できないというようなことについて，心証がとれたというか，わかりやすくなったということですか。

4 番

そうですね。最初にその書面でやっていたんですけど，その後に，その弁護人の側から，そのときはそう思ったんですけど，後からこう思ったというようなことをおっしゃっていたんですが，その後にそのDVDを見た感じで

すと、いや、やっぱりそのときがちゃんとそう思っているんだろな
ってというのが。

司会者

なるほど。調書は出たんだけど、そのときは、捜査官の前でも言ったこと
はもちろんそうなんだけど、後で考えてみたら、そうじゃなくて、思ったこ
とが違う、考えが違うっていう話なので、どっちが本当なのかなということ
を調べるためにDVDを見てみた。

DVDを見たところ、後になって思ったことじゃなくて、DVDのときに
言っていることが本当なんだろうということが、ビジュアルで出てきて、わ
かりやすかったと、こういうことなんでしょうかね。

4番

そうですね。はい。

司会者

ほかに、DVDを取り調べたという方はいらっしゃいますか。ほかの方で。

3番

あります。

司会者

3番の方はどんなものを、DVDを調べたんでしょうか。

3番

DVDの中では、実際にその行為、殺害、殺害って言ったら変なんですけ
ど、すいません。

司会者

実際に、本当やっているところ。

3番

やっているところを、こういうふうにしたという。

司会者

それをこう、動作で示していると。

3 番

そう。動作で、はい。どういうふうな状況で、被害者の方がこの場所において、犯行を行った状況を、こういう感じでやっているっていう、そういう写真だったかな。

司会者

D V D なり写真なりで、その動きが出てきたわけですか。

3 番

D V D では、警察官の方が、被告人への質問をしている、そこが全部 D V D にありました。

司会者

4 番の方のお話と似たような、取調べの状況について D V D が出てきたということですか。

3 番

取調べの、はい。

司会者

それは、その D V D が出てきたきっかけというか、その流れは、4 番の方のお話のように、捜査官の前で話をしている。

3 番

そうですね。はい。

司会者

その書面自体読み上げられたんだけど、それは本当に、そのとき述べていることが、本当の気持ちを述べているのかどうかというようなことが。

3 番

そうですね。まだ、何て言うんですかね、当初の意見が、当初の、その取調べの状況と、その後の日にちが経ってからの、食い違いがないかということ

ころもあると思うんですけど。はい。

その事件が起きてからの、日がそんなに経っていないときに取調べをやっているのです、ちょうどその被告人が心神耗弱ということもあったので。

司会者

そうでしたね。統合失調症に罹患していて、病気のせいで判断能力がなかったんじゃないかということが争われていたと。

3 番

はい。そうですね。その裁判自体も、ちょっと時期が遅れてしまっていたらしいんですよ。その被告人が病気をしてしまったということがあって、拘留されている期間とかも。で、なおそのDVDの情報というのが、期間が経ってしまったということがあったので、重要とされたのかなと思います。

司会者

なるほど。今となっては、すごく時期が経ってしまっているのです、もっと昔、事件が起こったころの被告人本人は、どんな話をしていたか。どういう状態だったかと。

3 番

そうですね。

司会者

病気だという話があるんだけど、果たしてその当時はどういう状況だったかということも、その様子をDVDでご覧になったと。

3 番

はい。実際、その様子は、目の前で見ている被告人と全く違っていたんですよ。病気をしてしまったというのもあると思うんですけど、全然体格も違っているのと、話の仕方っていうのも全く違っていたので、参考になった点もありました。

司会者

なるほどですね。わかりました。なぜ調べたかという趣旨もわかりましたし、どういったものを調べたのかということもわかりました。

それも、20分、二、三十分ぐらいのものでしょうか。

3番

そうですね。ちょっと私も、検察官の方の、その説明というのが、やっぱり30分ぐらい、全然書面も見ないで話をされていて。最後に食事をしたときにもみんな話題になったんですけど、よく何も見ないで、あんなふうに説明できるねって、みんなびっくりして。

司会者

それは、また別の話ですね。

3番

別の話です。別の話になってしまうんですけど、そういったこともとても印象に残っています。

司会者

それは、最初の部分、プレゼンテーションですか。最後のほうですか。

3番

最初だったり、最後もそうでした。最後の判決の前ですよ、最終日。そのときも、裁判員の方にもう一度、こういう、説明するっていうときに、すごく説得力がある内容だったので。

どちらかと言うと、弁護人のほうが、もうちょっと立場が弱くなっているのかなと。鑑定した精神科医の説明もあったので、もう何て言うんですかね、裁判員のほうも、検察側にちょっとよってしまっていたようなところもあったんですよ。

資料もそうですけど、精神科医の方の説明も、その専門用語についても全部事細かに説明してくれたので、統合失調症だったり、統合失調症っていうのはこういう病気ですよっていうのを事細かに説明してくれたので、とても

わかりやすく、どちらかと言うと、弁護人の立場がちょっと弱くなってしまったのかなというのはすごくありました。

司会者

きょうはプレゼンテーション能力が高いとか、説得力があるとか、いい話が出ていて、当事者が意を強くしているところじゃないかと思いますが、心神喪失、耗弱というようなものが争われたから、まさに医学用語が、専門用語が出てきたわけですね。

その辺りについては、お医者さんがわかりやすく説明してくださったと。

3 番

はい。

司会者

はい。確か、そういったことが争われたという意味では、1 番の方も、心神耗弱とか、喪失とかいうことが争われたようですが、専門用語の理解とか、悩まれたこととか、また、こういう説明があったからわかりやすかったとか、逆にもうちょっとこうしてほしかったということはありませんでしょうか。

1 番

私のほうでは、先生のほうが、パワーポイント、ちょっと覚えていなくて申しわけないんですが、パワーポイントをお示しされて、詳しくこういう症状と。あと先ほど話されたこと、心神耗弱と、あと心神喪失の部分を詳しく言っていました。以上です。

司会者

はい。ほかのことでも、難しい用語の話が出ていたんですが、そういった観点で、ご苦労されたとか、逆に難しかったんだけど、適切な説明があったからよかったとかというような経験というのはありますか。

2 番の方。

2 番

私の事件も、被害者のほうが、何万人かに1人みたいな病気の持ち主だということ。それが事件との関係性で、東大のほうから偉い先生が来て説明してくださって。弁護側も、その病気について調べていて、模型を使って説明。プリントを使って説明。また、こういう症例がどういう結果を及ぼすみたいな、そういうところもすべてまとめて来ていて、非常にわかりやすかったです。

司会者

なるほどですね。やはり、すごく準備が大切ですね。その難しい病気に罹患しているわけだけども、その病気について説明されていて、そのプレゼンテーションの仕方も、工夫を凝らされていて、いろいろ模型を使ったりしてされていたということですか。

2 番

はい。

司会者

なるほどですね。それは、暴行と、被害者の死亡との関係の、因果関係が争われているわけですが、そちら側ですか。

2 番

そうですね。はい。

司会者

暴行のせいでお亡くなりになったのか、それだけじゃなくて、その病気もあってと。

2 番

はい。

司会者

ちなみに、無罪になった理由というのはそちらではなくて、正当防衛が成立するということですか。

2 番

正当防衛が、はい。

司会者

そうですね。また戻ってもいいですけど、いろいろ、お医者さんのお話のような話も出ましたが、さらに、証人尋問や被告人質問というものの内容にも踏み込んだ話を伺っていきたいと思います。

証人尋問や被告人質問は問答になっているので、そのこと自体がなかなかわかりにくいということはないと思うんですが、それでも、ときどき評議をしていると、何であの質問をしていたんですかとか、きょうの証人は何のために調べていたんですかとか言われることがあるんですが、その辺りはわかりになりましたでしょうか。

また、8 番の方が、先ほど本当はもう 1 回聞きたかったというような話もありましたが、もう 1 回聞きたかったというような話、後になってから、あの証人にはこれを聞いておくべきだったというようなことをお感じになって、何でこれを聞いておかなかったのかと、検察官、弁護人が聞くべきだったんじゃないのかというようなこととか、私が聞けばよかったとかあるかと思うんですが、その辺はいかがですかね。

8 番の方、具体的にどんな感じのことだったんですか。

8 番

試験の日程の関係で、娘さんが子供が小さかったものですから、その人の質問から始まったんですが、なかなかその言っていることがあいまいでよくわからなくて。後に、後にということではないんですが、その取調べがきつかったとか、いろいろその点でも親から苦情が来ていたみたいなんですけど、でも子供にしてももう少し、聞きようによっては、もう少し聞けたのかなっていう、一番初めだったものですから、そこら辺がちょっと後悔したということなんですけど。

それから、さっきの話ですけど、素人目には、DVDって有効なんだなっ
ていうことを痛感しました。

司会者

DVDもやはりあったんですか、8番の方も。

8番

私たちのときには、DVDの撮影は、これはとられているんですよという
ことを、裏付けのようにして警察官とかの、結構どういったというか、その
確信の部分が、取調べのときと裁判のときでは変わっていたんですね。

ですから、そこら辺が、検察のほうとしては、こういうものも、DVDも
とってありますよって言い方をしていたんですけど、見たっていうこと
はなかったんですけど。

司会者

なるほど。

8番

でも、よく考えてみれば、確かに、私たちみたいな素人を納得させるには、
今は警察のこと、警察側の取調べの仕方について結構世間では報道されてい
て、私もそういう見方しかしていなかったんですけど、でも後になって、そ
うやって今お聞きすると、取調べ自体のときの表情ですとか、まだ事件直後
であれば、記憶もかなりしっかりしているときの証拠がきちんととれるんで
あれば、すごく裁判員制度っていう制度からいくと、非常に有効な手段なの
かなと。

今お話を聞きながら、全く関係ないんですが、でもそう思いました。

司会者

はい。ちなみに、ご担当された事件では、とってはいるんですよというけ
れども、なしで解決できたわけですが、それは、どういった解決の仕方と言
うか。

8 番

要するに，被告人に，被告人とかにも言っていたことが違っていったときに，取調べのときにはこう言っていたんですよ。それはDVDにもとってありますよっていう，プレッシャーをかける。

司会者

なるほど。結司法廷で，それを出したことによって，法廷で話をしてくれたから，結司法廷でわかるようになったと。

8 番

はい。

司会者

結果的にはですね。なるほどですね。わかりました。

やはり，その証人の方，いろいろな事情があって一番最初に聞かなくちゃいけなくて，順序の問題というのもあったんでしょうかね。

8 番

ええ，順序の問題というのはとても大きかったんじゃないでしょうか，恐らく。私たち自身もまだわからないままに，その証人に質問するっていうことが，どれほど後になってね，大切なことだったかということが，骨身にしみちゃったということなんです。

一番その当事者が身近にいて，一番その事件のときにも接点の長かった人が，一番初めで幼かったということだったので，思い出せません，わかりませんの連続だったんですよ。そういうことが多かったということなんですけど。

司会者

大事な証人ただだけに，その人が，そうであれば，もう少し別の，軽めという言い方も変ですけど，もうちょっといろいろなことがわかってから，もっと後に出てきたら，もうちょっと違ったかなという。

8 番

という気持ちはあります。恐らく、裁判長さんもその点はつかんでいらして、それはわかっていたんですが、その受験の態勢とかで、そうせざるを得なかったんだというご説明でしたので、それは進行上仕方がなかったんだって、理解はしていますが。

司会者

はい。

8 番

でも、本当に裁判長たちの指導もとても適切だったんじゃないかなって思いますけどね。

司会者

指導と言うのは、何か悪い方向に聞こえちゃうと思うんですが。

8 番

指導って言うんじゃないんですけど、要するに、みんなで集まって話しているときにも、論点があっちこっちに飛んじゃうじゃないですか。今もそうなんですけど。

でも、そのときに、話をこう中心にもっていってくださったりとか、そういう議事進行がとてもの確だったかなって。

司会者

安心いたしました。交通整理ということで。

いろいろな話が出ていますが、7 番の方は、証拠調べを振り返ってお感じになったことはありますか。

7 番

そうですね。弁護人の方が、その証人の方にいろいろ聞いていくうちに、証人のほうはあたふたとしてきて、なるほど。本当に、あなたはこのときこうでしょ、でも実はこうじゃないですかって言うと、いや、実は、ここか

らですとか、急に突っ込まれて返答がしどろもどろして。あと、評議の席でも、またそのモニターでその場面を見れるじゃないですか。あのときももう1回見たいですと言うと映してもらって、ああ、やっぱりこいつうそついてるんじゃないかなと。

多分、あれがこの証人は信用できないという目安になったと思うんですね。

あと、検察官の、最初の、これは私だけの意見かもしれないですが、被害者、亡くなられた方のお兄様が、お年で東北のほうの方で、出てこれないので、手紙を出してそれを検察官の方が朗読されたんですが、その朗読が非常にうまくて、ジンときたというか。プロのうまさとは違う、プロの滑らかな朗読じゃなくて、とつとつと、青森、どの辺の生まれで育ったと、お兄さんのその気持ちがジンと伝わってくる、そういうのはうまいなと感じましたね。それは。

司会者

先ほど首を絞めたというその証人が信用できないということで、その部分は検察官の主張が認められなかった部分があるということですが、それはまさに法廷での尋問で、弁護人の尋問が功を奏しているというんですかね、そこでこの証人はもう信用できないなということが。

7番

あと、検察官の方も、この人をよく信用したなと。

司会者

まさに法廷で聞いたことによって、事件、真相は何かということがよくわかったというような、お感じになったというところでしょうかね。

7番

ただ、実際に絞められて亡くなっているわけですから、だれかがやったっという。

司会者

そうですね。

7 番

ただ，裁判長から，ほかの件はなしで，この1点だけでいいですからと。

ほかにまた窃盗とかいろいろあるんですけど，そっちのほうはもう評議と言っちゃあれですけど，そっち方向のことは考えなくていいですからと，信用できるかできないか，そこだけを考えてくださいと言われて，そうしないと本当にいろいろな方面に考えが走っちゃうので，それはやっぱり指摘されてよかったなと思いました。

司会者

そうですね。はい。6番の方にも，いろいろ証拠調べを振り返ってどんなことでも結構ですので。

6 番

そうですね。私のおきも，やっぱりビジュアル効果というのはすごいと思ひまして，検察官側の資料が，いろいろな証拠なり，凶器とか現場とかの写真とか，それが本当にパネルで写し出されて。

司会者

色刷りだったりするわけですね。

6 番

そうですね。非常にわかりやすかったですね。やはり，その説明の仕方がやっぱりうまいなと思ひまして。弁護士側のほうは，本当に書面だけで語られるのみなんですけど，具体的にこういう現場でこうなったという，その時系列じゃないですけど，そういった意味での検察官のほうは説得力がありました。

あと，同じ書面でも，要するにフォーマットって言うんですか，ぱっと見で，これがこうなったんだなっていうので，本当にわかりやすい。

司会者

一覧性があるみたいなことですかね。

6 番

どこが一番ポイントなのかというのを、ぱっと見で本当にわかりやすいつていう、それが大事だなって。ただずらずらって書かれているのではなくて、こうやってビジュアルで本当に、この人がこういう感じで加わっているんだみたいな感じのものがあつたので、私のときの裁判では、そういうことでは検察官側の説明がすごくわかりやすかつたというのがとても印象でした。

具体的に、あとで、その凶器となつたのを、実際に自分で目にしたり、手に触れたりするという機会もいただきましたし、先ほど7番がおっしゃつていたように、実際に裁判のときの録画も、そういえばあのとき、初日にやつたその証人の、もう1回ちょっとじゃあ見直してみようつていう、その重要な。

司会者

法廷で撮っているものですね。

6 番

そうですね。一番、重要人物だなって思われたのは、やっぱり初日だつたりしましたので、じゃあ、もう1回振り返つてその内容を見てみようつてつて言つて、割とみんなでこう盛り上がった記憶があるのですが、そういった意味で、そのビジュアル効果つていうのは大事ですね。やはりね。と思ひました。

司会者

法廷で撮っているのを見てみましょうつていうのは、その法廷で見て、ああ、確かにここでは言つていたはずだよなつていうのがまずあるわけですかね。

6 番

そうです。そうです。はい。

司会者

確かこのときに大事なことを何か言ってたよねと。じゃあそこを見てみようかと、確認してみようかという感じでしょうかね。

6 番

そうです。はい。ぱっとそれが、本当に画面で映し出されて、裁判官の方は機械も強いんだなみたいな。

司会者

なるほど。だから、法廷で、まさに法廷で証言を聞いていて、まさに聞いていて信用できないっていう話になったし、7 番の方はですね。6 番の方は結論の話じゃなくて、法廷で聞いていて証人の話がきちんと入ってきているので、ここをもう一度確認してみたいと。

本当にわからなかったら、どこを確認していいかわからないので、あの辺ですよという感じがおわかりになっていたわけですかね、そこはね。

6 番

そうですね。もう一度、フィードバックじゃないですけど、じゃあ、もう1 回ちょっと振り返って見てみようかっていう機会も与えていただいたので、そのほうが納得はしました。

司会者

そういう意味で、私も評議のときにそうやって確認すること、あそこで大事なことを言っていましたよねって確認するんですが、そういえば、初日に読み上げていた、書類のここにあったよねって、そうやって書類を確認するということもありますか。それは。

そういったことも、それはやはりあのとき検事が読み上げていたはずだとか、3 番の方はうなずいておられますが、どんなことが。

3 番

はい、ありましたね。そうですね。裁判が終わった後、戻ってからもそういう話が出たり、その前の日は、こういうことで話がありましたねっていう

形で，評議をしました。

司会者

だから，同じことでやはり，法廷で聞いて，頭に残っていたことをもう一度確認しようというような確認のためにやはりよかったということですかね。

3 番

そうですね。はい。

司会者

5 番の方で，証拠調べ，どんなことでも結構ですし，それとまた，先ほど出てきたメールのやりとりの関係なんですけど，あれは，もっとこうしたらいいというものも。何か振り返ってみて。

5 番

最初，メールを読んでいるとき，男性，女性のメールだった，奥さんと旦那さんのメールで，男性の方が棒読みしていたんですが，検察官の方のほうで，今度女性と男性に分けて読んでいただいたんですよ。その辺を工夫していただいて，すごいわかりよかったっていうのもすごいありました。

司会者

ちなみにそれは，メールだけじゃないですよ，3日間かかって長かったというのは。そのメールの調べもあるし，その男女間のやりとりのようなことがすごくいろいろあったと。

5 番

はい。そうですね。あと，メール，うーん，その中国人の方と，どういう，まあ肉体関係なんだか，どこまでなのかっていう，そういうのも，その辺で立証するとか，全くそういうあれはなかったって，証人さんが来て初めて，そういう，全然，全く本人だけのあれだったんだっていう，自分だけの思い上がりでこうなったんだっていうのが，そのメールだけでは読めなかったんですけど，その証人さんを呼んだことで，初めてわかった。

司会者

確か、私もざっとみただけですけど、愛人さんがおられて、そのために、その奥さんを殺した、殺害動機を争ったというのは、そのために殺したのか、そうじゃなくて、もっと別の理由で殺したのかということが争われて、だから、その愛人関係みたいな、その中国人との関係が大事になってきたと。

5 番

はい。それで、先ほどの話に戻っちゃうんですけど、証人さんを呼んだときに、両方検察、裁判官がいろいろ質問が終わった後に、1回退出して、裁判官の方がいろいろこんな質問をしてみましようとか、後は、じゃあどんな質問がありますかって、聞いていただいたんですね。

本人が直接聞くのは怖い、私なんかは嫌だなって。そうしたら代わりに聞いていただいたりして、その辺はとてもすごいわかりやすかったし、時間をかけていただいたので、すごいその辺はとてもわかりやすかったです。

司会者

メールだけ聞いているとなんだかわからないんだけど、後で証人が出てきたら、話がわかって、そうすると、前に調べたメールのやりとりっていうのは、これの関係だったのねっていうのは。

5 番

はい。そういうのは、流れでだんだんわかってきました。ただ、そのときは、まあ、わかることはわかっているんですけど、もうメールだけだと、こういう最初のあれだと、あ、この人愛人なんだとか、そういうすごいそういうのはなんか、絶対そうだよねとかって、そういうふうに思っちゃいますよね。

司会者

そうになると、例えば、そのメールの調べる時期とか、最初にずっとやるんじゃないくて、証人の話を聞いてから見たら、もうちょっとわかりやすかった

とかというようなこともあるんでしょうかね。

5 番

いや、それは。

司会者

そうでもない。

5 番

はい。ただ、もう時間関係、メールももう、次の日に行きましようとか、間に証人を入れちゃったり、その辺は別に。

司会者

そういう問題とはまた違うんですか。

5 番

はい。なかったと思います。それでもわかりましたので。

司会者

わかりました。

その事件の争点は難しいけれども、刑を決めるのも結構難しかったというような話もあるんですが、その刑を決めるに当たって、裁判官と評議するとき、どういう話をしたかっていう話じゃなくて、法廷で、例えば、もっとこういう主張をしておいてもらったら、刑を決めるときに、例えば、検察官は懲役10年と言っていて、弁護人は懲役5年と言っているんだけど、懲役10年になぜなるのかというのをもっと言ってもらったほうがわかりやすかったとか、それだったらもうちょっとこういうところを言っておいてもらったら、証拠が出ているとわかりやすかったなとか、そっちの観点というのはありますか。

評議になると、決めるだけの話なんですけど。後で、何で10年なのとか、何で5年なのとかいう、法廷ではいかがですかね。

その辺りの基準が難しかったのか。いかがでしょうかね。

7 番の方はいかがですか。

7 番

私どもが扱った件は，確か求刑 8 年で，傷害致死で 8 年。ただ，3 年から 30 年ですか。

司会者

はい。そうですね。長いんですね。

7 番

ええ。その割には，被告人はもう 4，5 回で，執行猶予中でまた暴れて，また酒を飲んで暴れての繰り返しで，ついに，その時点では死者を出したという。だったらもっと長いんじゃないかと。求刑自体が 8 年じゃなくて，10 年以上，15 年とか，まして 30 年まであるんだったらということで，何でこんなに低いのかなと。

最終的に，傷害のみの求刑になったので。

司会者

そうですね。ええ。

7 番

裁判長の方が，判例を，似たような判例集みたいなものを，参考資料を見せてもらったんですが，全般的にあれと思って。何か月も大けがさせて，えって。まあ，示談になったのは別して，何でこんな短いってというのが。1，2 年とかね。

司会者

なるほどですね。そこは検察官も，いろいろなほかの事件との比較とかなんかでしているんでしょうけれども，その点について，そういうことであれば，この事件はなぜ 8 年になるのかということが，もうちょっと腑に落ちる話があれば，ちょっと違ったかなということでしょうかね，そこは。

7 番

もっと多く求刑してもいいのではないかなという印象を受けました。

司会者

なるほど。はい。

刑を決めるのはなかなか難しかったという話をどなたかされていたような、雑談でしていたときに、どなたでしたかね。3番の方でしたっけ。

3番

私のほうは、この裁判に当たる前に、この選ばれたときかな、そのときに、こういう事件ですっていうのだけは教えられていたんですけど、そのときには、自分の中で勝手に、無期懲役だと思っていたんですね。

司会者

はい。

3番

裁判をやっていく中で、事情がだんだんわかってくるにつれて、ああ、情状酌量の余地もあるんだという、弁護人の主張だったり、検察官側のほうも、情状酌量の余地もあるものの、刑は重いということだったんですが、結局、何ですかね、懲役何年かっていうところの、その量刑のところなんですけど、検察側から10年ということだったんですね。

私はその、何年っていうのが、結局その重みがわからないところがあったり、基準として。で、検察側が10年って出してきたところで、検察官側としても情状酌量の部分も含めて10年と言っているところと、その中で、それ以上はじゃあないのかなと、基準として私が思ってしまったところもあるんですが、裁判長の方から、ちょっと事例として、過去の事例でそういった案件では、こういう量刑でしたっていうのを何件か見せていただいたというところが、資料を見せていただいたというところもあるんですが、やっぱり、10年なのか、それより低いのか、すごく悩みました。

司会者

なるほど。難しいですね。

3 番

やっぱり，年数って難しいですね。私たちにとっては，どれぐらいなのかっていうのは，すごくわかりづらくて，やっぱり，つけられない。

司会者

そうですね，それから，来る前に雑談をさせていただいたときにあった話として，出ていなかったのかな，2 番の方が，こうすると結構わかりやすかったですよとか，いろいろ話が出ていたのですが，逆によく整理はされて，わかりやすかったんだけど，何かもっとう，2 番の方の事件は無罪になっているわけですが，もっとうこういうふうなことがあったらよかったんじゃないかというような話がちょっと出ているような気がするんですが。

2 番

そうですね。結果として無罪ということにはなっているんですけど，まあ評議の内容を考えると，重要な証拠1つでひっくり返ると，人の人生が10年刑務所に入る，もしくは無罪になる。これってすごい大きな違いですね。

その1つの証拠というのは，やっぱり法廷に出てきている分しかないんですね。なので，どんな些細なことでも，最初の争点整理とか，証拠の整理とか，そういうのを裁判員抜きでやっているんですけど，その段階で，何でしょうね，減らさないでほしかったなみたいな。そういうところはやっぱりありましたね。

司会者

はい。やはりいろいろ整理をするときよく考えて，重要性を吟味しなきゃいけないんだという話になってきますね。

2 番

そうですね。

司会者

はい。わかりました。何か、不手際であっちこっち飛ばしながら聞いているので、もうこんな時間になってきているんですが、最後のほうは、30分ぐらい報道機関の方からの質問をとらなければいけないということなので、その前に、まだ少し時間があるところで、中心は、審理のことでお伺いしていたんですが、守秘義務のことについても、若干、どなたかからかご意見があればなんですが、最後に守秘義務について少し触れますが、裁判員の方には守秘義務があって、まあ、そのことについて何かご感想なりがあったらということですが、いろいろな機会に裁判員の方に伺っていると、守秘義務自体についてはわかっているんだけど、そのだれにも言っちゃいけないみたいな話なのか、ちょっと、若干わかりにくい、どこまで言っているのかとか、わかりにくいとか、困ったという経験もある方もおられるようなんですが、日ごろ法廷で見たことは全然オープンだから構いませんよと。

要するに、この評議室の中でだれが何を言ったかということだけが秘密なんですと、後はもうすべてオープンだから、きょうのご感想でも何でも言っていていただいて、裁判官には特にプライバシーもないですから、こんな裁判官だったとか、嫌な奴だったとか、いろいろと何でも言ってくださって結構ですよという話はしているんですが、どうですかね、その説明はわかりにくかったとか、結局困ったとか、何か悩みがあったとか、いや、そんなことはないですよとかということ、どんなことでもいいですが、どなたから、どなたでも結構ですが、その守秘義務の件について、やはり触れておいたほうがいいかなと思います。

4番の方に余り、当ててないような気もしてきたんですが、さっきDVDの話をしてもらって。

4番

はい。そうですね。裁判が終わった後でも、その裁判員をやったことがありますよみたいな話はするんですが、意外と相手の方から、何か聞かれたり

ということがないんですね。

司会者

逆に。

4 番

逆に。なので、法廷の内容についてはしゃべれるんですよ。その評議とかそういった中身とかはしゃべれないんですよというようなお話も聞いていたので、まあ、そういった説明をするぐらいで、向こうもそんなに興味がないような形で。

これと言って悩みとかはないんですけど。

司会者

逆に、いろいろ聞かれて、言えなくて困ったという話じゃないわけですね。

4 番

はい。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。2 番の方とかありますか。

2 番

事件の関係者じゃなければ、被害者がだれであったとか、そういうところまでは余り深く聞いてこないの、どんな感じだったのとか、そうですね、どういう事件をやったかとか、もしくは、法廷の雰囲気だとか、裁判ってどういう感じなのとか、そういう一般的な裁判ってどんな感じなのみたいな感じの質問が多かったですね。

司会者

なるほど。ほかの方も、特にお悩みになったとか、困ったとかというような経験は特によろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。

そうしましたら、検察官や弁護人の方も出席しておりますので、せっかく経験者の方からお話があったので、それを踏まえて、またそれを踏まえなく

ても結構ですので，この点，いろいろ聞いてみたいことがあったら，何なりとご質問をいただきたいと思います。じゃあ，どちらから，検察官からにしましょうか。

高嶋検察官

東京地検の高嶋でございます。きょうは，貴重なお話をどうもありがとうございました。

1点だけ聞かせてください。5番の方から，遺体の写真が目に焼きついてというお話がございましたが，検察官として，この遺体の写真については，昔はもうとにかく裁判所に出していたんですが，この裁判員裁判になってからは，大変ショックが大きいところもあると思しまして，必要最小限に絞っている検察官がほとんどだと思んですが，ただ逆に，このもっと見たかったとおっしゃる方も一方ではいるし，いや全く見たくなかったとおっしゃる方もいらっしゃるようですが，そこら辺について，必要以上に見たいか，あるいはもっと少なくともいいんじゃないかとか，そこら辺のご意見がございましたら，率直なところをお聞かせ願えればと思います。

5番

はい。私の場合は，それを見なければ，起きているところを殺しているんだか，寝ているところを殺したんだかという立証があったんですね。ですからそのときに，携帯を電話していたところを後ろから殺したと。

でも，どう見ても，その携帯の置き場所によって，私たちの判断できる写真だったので，とてもそれは必要だったなというのはありますし，私にしてはあれで最小限で，最小限かどうかわからないんですが，見なくてはいけないものだったなというふうには感じています。

高嶋検察官

ほかの方はいかがでしょうか。どうでしょうか。

4番

個人的には、その情報は多ければ多いほうがいいのかなと、その人の中で判断すればいいのかなと。

6 番

私も遺体の、ご遺体の写真はすごい見せていただいたんですが、裁判長とか裁判官の方が、見たくない人は見なくていいよっていう形での資料の出し方でしたので、裁判のそのパネルでもちょっと映りましたけれども、部屋に戻ったときでも、見たくない人は見なくていいよっていう、そういう前提もありましたので、おっしゃったように資料は多いと思います、私も。ないよりは、全くないよりは、あったほうがいいと思います、私は。

高嶋検察官

ありがとうございました。以上です。

司会者

それでは、弁護士のほうからいかがでしょうか。

遠藤弁護士

東京弁護士会の遠藤と申します。皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。

皆さんの事件を聞いていますと、かなり難しい、否認事件をやられたということで、大変なご苦労があったと思われま。

私のほうから2点ほどお聞きしたいと思います。まず1点目は、先ほどからプレゼンのお話の中で出ておりましたが、一番最初の冒頭陳述、検察の冒陳、冒頭陳述、そして弁護側の冒頭陳述があったわけですが、恐らくそれは初日の段階で行われておりますので、その段階で、皆さんが扱われている事件の争点、これを皆さんいきなり法廷に立たれて、それで弁護人の話を聞き、検事の話聞いて、その段階でどの程度ご理解できたのか。

それと、内容的にも正当防衛とか、あるいは責任能力という言葉が出ておりますが、その冒頭陳述の段階で、その意味合いというのがどの程度ご理解

できたか、それをぜひお聞かせいただきたいと思います。

それと2点目についてですが、無罪判決等も出ておりますが、その評議の段階でも結構ですが、検察官に立証責任があつて、その立証責任の程度がどの程度であれば有罪なのかというお話を、裁判所のほうから何度かされておると思うんですが、その辺についての理解を十分にできたかどうか、その辺をちょっとお聞きできればと思います。

できれば皆さん方に。

司会者

皆様から。では1番の方からいかがですか。2点についてそれぞれですね。

1番

話がずれて申しわけないんですが、検察官の方と弁護人の方の冒頭陳述に対して、話をメモをとったりしていたんですが、専門用語を言われたときに、素人方にはちょっとわからないという言葉が出てきたりしたので、それに戸惑ってしまったりというのがありました。

いいですかね。そんなんで。

司会者

2番の方はいかがでしょうか。

2番

やっぱり素人というのはみんなあると思うんですけど、数学でも最初から因数分解ができる人はいない。最初は足し算、引き算、掛け算、その後だんだん覚えていけば、最終的にはできるようになると。やっぱりそういうところだと思います。

こういうことでも、最初に意味がわからなくても、判決を出す時点で意味が分かっていれば大丈夫ですので、そこら辺は裁判官であるとか、検事、弁護士の説明、そして事件の内容と、そういうことを全部深く理解してから判決を出しているの、最初からすべて理解する必要はないと思います。

遠藤弁護士

立証責任については。

司会者

のことも含めてということになりますかね。

2 番

そうですね。立証責任のほうは、うーん。

司会者

裁判長は、最初の選任のときに39条説明でいたしますし、その後、定義的な説明をしても、それは仕方がない話なので、後は評議をしながら、これで間違いないと思いますかという話はしていると思うんですよね。

だから、もう一度定義的な説明をしているかということの話でしょうか。

遠藤弁護士

いや、そうではなくて。

司会者

理解はされたかという話ですかね。

遠藤弁護士

そうですね。

2 番

その点については大丈夫です。やっぱり皆さんわかるように、わかるようになっていうふうにやってくれていますし、むしろこちらにわかるようにやらないと不利になるのは自分の側ですので、そういうところだと思います。

司会者

なるほど。なるほど。3番の方は。

3 番

はい。私も2番の方と同じですね。でも、1つ目のところで、初日の冒頭陳述ですとか、その辺の検察側も弁護人の側の説明もわかりやすかったので、

理解という意味では、ほぼ理解できたかなと。

司会者

あと、その判断、争点については、ちゃんと検察官には、立証責任があるんだよということを知った上でご判断をしているということはよろしいですかね。

3 番

はい。そうですね。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

正直裁判に出るまでは、その立証責任というものについてのその定義と言いますか、そういったものが頭になかったので、テレビで見るようなイメージで、その検察側と弁護士側というようなものを想像していたんですが、ああそうなんだというのが印象ですね、立証責任の。

それを理解した上で、評決はできていると思います。

司会者

5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

はい。私も最初にこれを見たときに、全部についてはわからないといけません。それをやっていく段階ですべてわかっていきますので、自分の限界、限界って言っちゃ変ですが、もうこれだけ資料を出していただいているんですから、もうそれでわかるんじゃないかなと思います。

立証責任のほうも、私もやはりわかりやすかったです。

司会者

なるほど。6 番の方はいかがですか。

6 番

そうですね。私もその、それぞれの立場で言っているのはもちろん理解できました。それぞれにわかりやすい言葉で言ってくださったので。

ただ、先ほどを申しましたように、その立証責任というところでの、その言葉が証拠になっていくというところで、その要するに捉え方ですね。その言ったままというよりも、じゃあそれを聞いた側は、どこをポイントでつかむかというところの捉え方、問題はそこだと思っんですよね。

その言ったことは本当に納得というか、それぞれに理解できますが、じゃあ、その争点ももちろんできました。それもできましたが、じゃあ、どの部分をその証拠でっていう、その聞く側が、もうちょっとレベルが高かったら、ほかの裁判員の方は本当にすばらしい方たちだったんですが、私自身がもうちょっとレベルアップしたかったなって。それは感想なんですけど、それぞれの検察官側と、その弁護人の方の冒頭陳述なり、その証拠というのは理解できませんでした。

ただ、自分の中で、じゃあそれに対してどうするかっていうところが、とても難しかったっていうのが感想です。

司会者

7番の方はいかがですか。

7番

はい。私が扱ったのは、まあ被告人を傷害に関しては認めて、もうわかりやすいあれだったんですが、あと、その証人の信用性っていうことが最大の争点になったんですが、最初に解剖医の方が出て、心臓の流動血云々っていうのは、あれ、何の話をしているのかなと思ったら、首、のど仏が折れていて、この状態だと即死でもおかしくない。その場合だと、この血が固まるとか、流動はしないとか、ただ例外もあると言われると、じゃあどっちもありなんだなという、だんだんわけがわからない状況のあれで。ただ、最後はまあ、証人も、もうその判断しかなかったですね。証拠云々

というあれも、証人も信用性しか、私の扱うあれでは。

司会者

8番の方はいかがでしょうか。

8番

正直、とても難しい。各々の言い換えも違っていましたが、難しかったんですが、そのときに、私たちなんかは、テレビなんかで、疑わしきは罰せずというような言葉を頭にインプットしていたので、恐らく初動捜査も、ちょっといい加減だったのではないかと思うんですが、そこら辺では、いろいろな事例が出たりしたんですが、じゃあ、でもそこに現実に、亡くなっている人がいて、それを見ればどう見たって、事故とかじゃないなっていうことがあったので、立証責任、反対尋問、弁護士さんが、恐らく検察官の人が出せる資料を見てやるっていう以外にも、すごく私たちはこれだけやりましたっていうのが画面に出たので、それでいろいろな、え、何、という感じだったんですが。

立証責任とかっていう、難しい、まあわからなかったということではないんですよね。わかったんですが。

遠藤弁護士

言葉としては難しいということで結構です。

司会者

難しいですよね。よろしゅうございますでしょうか。

遠藤弁護士

はい。

司会者

どうもありがとうございます。

それでは、やや時間が足りなくなりましたが、報道関係者の方々からもご質問があればお受けする時間をおとりしますが、いかがでしょうか。

甲社 A 記者

幹事社をしております，甲社の A と申します。きょうは，ありがとうございました。

幹事社としては，2 問の質問を当初考えていたんですが，そのうちの 1 問は，裁判のわかりやすさについて，当事者の方にどんな工夫を講じましたかというもので，今回のメインテーマと全く同じでしたので割愛させていただきます。

もう 1 問のほうですが，裁判員の方にはいろいろな負担があると思うんですが，最近では，審理が長期間に渡る場合というのが非常に問題になっているケースが多いかと思います。

長いものでは，100 日間に及ぶような裁判もあるということ，皆さん報道で聞いていらっしゃるかと思うんですが，3 年を迎えて，制度が 3 年を迎えて見直す中で，その長期間に渡る審理のものについては，裁判員制度の対象から外すべきではないかという議論もあるやに聞いているんですが，その点について，裁判員の経験者の方たちはどのようなご意見をお持ちでしょうか。

司会者

これは，どなたか，ご発言がある方ということによろしいですか。それとも全員にお一人ずつということですか。

甲社 A 記者

いえ，どなたか，ご発言いただけるかたはお願いします。

4 番

働いておりますと，その会社の関係もあると思うんですが，そういった制度が許すので，会社が許すのであれば，その長期間の拘束というのは特に負担にはならないのかなと。

逆に，その長い時間をかけて，真剣にその事案に向かいたいというよう

な気持ちであるのかなというふうに思います。

司会者

今回の事件の担当された方，いずれも難しい事件ですので，4番の方も2週間に渡るようなのですかね。職務従事期間が6日間ですから，業務日としては，もう2週間に渡ると。

ほかの方も，さらに長い方は，3週間に渡るような方もいらっしゃいますね。で，皆さんお務めいただいたということでございます。

8番

いいですか。

司会者

はい。8番の方。8番の方も特に長いですね。

8番

はい，長かったんです。でも，それでも，3週間です。100日なんて，おそらくお務めしている人だったら無理ではないでしょうかね。それは，来た人の中には，夜の店長さんをやっていらして，夜中中仕事をして，それで朝，来たっていう人が現実にはいらしたりして，やっぱり100日の事件をとというのは。やっぱり3週間ぐらいじゃないですかねって思います。

100日何て，えーとんでもないんじゃないかと。私は無職なので，出てこなくちゃ，ほかの人は仕事をしていらして，私だけが自由の身なので，こういうところにもできるだけ参加しないきゃいけないんじゃないかなって思っていましたけれども，でも，やっぱり1か月じゃないですかね，仕事をしていたりしたら。

司会者

こう，お伺いしたほうがいいですかね。ご質問は，長いものはどうですかって話ですが，100日というのは，まずないので，まずないので報道になるぐらいですから，皆さんここにおられる方は十数日の方がたく

さんいらっしゃるんですが、報道されるわけでもない。

それで、それだけ長いことをお務めいただいたときのご感想ということになりますかね。そうなりますと、まあ、8番の方は、比較的、大きな全体の事件の中では長いほうですね。3週間に渡って、お務めいただいた感じではいかがでしょうかね。その3週間を務めていただいたということでは。

8番

だから、私自身はそういうわけで、全然あれなんですけど、中にはそういう寝ないできたという方もいらしたりしたので、1か月って言ったら、限界なんじゃないかなって、そういう立場の人も選ばれるわけですからね。と思いますけど。

司会者

同じようなことは、今回3週間ぐらいの方って皆さん、いらっしゃるって、お勤めの方もおられると思うんですが、いかがでしょうかね。なかなか、特殊な100日とかいう話をすると、特殊な事例になるので、それは全く、我々がここで話をする話ではありませんから、もうちょっと一般的な話のほうがよいと思いますので、3日、4日とかいうものではなくて、今回来ていただいている方も、2週間、3週間という非常に長い時間ですけれども、皆さん、お勤めがない方もいらっしゃるけれども、お勤め、お仕事をお休みになってきていらっしゃる方もいて、先ほど、4番の方が、会社、いろいろ許すのであれば、じっくりやってみたいという話でしたが、2番の方もかなり長いですね。この期間は。3週間に渡っていますよね。

2番

そうですね。評決の量刑があるとちょっと延びるみたいな感じだったので。

司会者

無罪になったから、かえって短くなったんですね。

2 番

プラス1週間って話でした。

司会者

なるほど。

2 番

やっぱり、裁判員制度が始まったというのは、一般社会と、その裁判をやっている人たちの常識をすり合わせていこうみたいな。

私の事件だと、過去に出ていた判例が昭和50何年とか、昭和じゃないですね。1950何年ですね。なので、もう40年前とか50年前の事件が前回の事例ですみたいな、そういう話だったんですよ。

さすがに、その時点で、懲役何年、それから40年経って、懲役は同じでいいのかと。やっぱりそういうところもあると思うんですよ。先ほどの量刑の何年というのは適当なのかっていう話があったんですが、やっぱり裁判員裁判の制度が始まったからには、昔の基準というのは、いったんちょっとおいておいて、今の社会に沿った基準というものを、やっぱり1回作り直さなきゃいけないのかなと思いますね。

法律も、ものによっては、戦後すぐに制定された法律が、そのまま今も使えるように生き残っているとか、やっぱり今の常識とはちょっとずれている感じがありましたので、そういった意味では、100日だとか、そういう長い審理になればなるほど、一般の感覚というのが大事になるんじゃないかなと、そういう気がします。はい。

司会者

この質問の関係で、お話いただける方はいらっしゃいますか。

7 番

ちょっとお聞きしたいんですが、私の友人、知人、私は裁判員に選ばれたって話をしたら、特に個人の、個人商店みたいな、個人でやってい

る方は、もう2日、3日も絶対無理だと、店は閉められないという方が圧倒的に多かったんですが、3年間で、こうデータの職業別、裁判員をやられた方の、そういうデータもあると思うんですが、どうなんですかね、その職業は。すべていろいろな職種の方がやられているのかどうかというのは。

司会者

あるのかもしれませんが、ちょっと今、私は存じ上げていません。

ただ、いろいろな方が、プライバシーに当たるので、実は我々もわからないんですよ。言っていたかからない限りはわからないんですが、いろいろなお勤めをもっておられる、お仕事をされている方が、裁判員の方はいらっしゃるといのは印象ですね。

だから、必ずしもある一定の方というわけじゃなくて、いろいろな方がいらっしゃるんだなというのは。ただ、余り何をしていますかという話は聞かないので、それは、私個人としては知らないですね。

統計的なことはちょっと、私はそういう担当じゃないのでわかりませんが、ご質問の関係ではいかがですか。あとこういったことをお聞きになりたいということであれば。

甲社A記者

最初に、司会の裁判官の方からあった会見の話なんですが、裁判員経験者の方には、私どものほうからお願いして会見に参加していただいたりすることも多いんですが、もしそれについて何か、ここをこうしてほしいとかいう改善点等がありましたらお教えいただけますでしょうか。

司会者

二通りになりますかね。例えば、出席されなかった方は、例えば、こうしていただければ出席できたのにというのもあるでしょうし、また、ご出席した方としては、こうしてほしかったというようなことがあると思いま

すが、まず、ご出席されなかった、どっちがいいかな。出席されなかった方で、何かご意見がある方をまず伺いましょうか。

そういう方はいらっしゃいますか。出席はしなかったんだけど、何か意見。逆に、出席して、した上でご意見があるという方はいらっしゃいますでしょうか。会見、記者会見について。

時間も経っているので、だんだんわからなくなっているというような…。

はい、7番の方。

7番

出席したんですが、そのとき、どこまで、事前にそういうことを言ったら、こちらからちょっとと、係の方に言われたんですが、ご質問は、どこまで、あの時点では一通り終わって、まあ、安堵感というか、そういうのもあります。高揚感も少し残っているのもありまして、それで質問されて、確かどこまでしゃべっていいかわからないという気持ちが強かったと思うんですね。

間が、これだけ日にちが経てばね、もう楽に答えられるものでも、あの時点ではすぐに、すらすらとちょっと答えられなかったという印象があります。

司会者

やっぱり近いだけにですかね。今になってみると、まさに評議をしたのもずっと昔だから、ぽろっと出ちゃうなんて、そのこと自体の記憶がないので、いろいろお話を伺ったように、こういう点はどうだったとか、話があるんですが、まさについさっきまでしていたことだから、ちょっとここは、これは大丈夫なのかなとかいうことがあって。

7番

それが頭に結構。

司会者

そういうことですね。記憶が生々しいだけにと。

7 番

ええ。

司会者

でも，結局，その質問のときに，いや，ちょっとそれは守秘義務に触れるから言わないほうがいいんじゃないですかみたいな，ストップがかかったみたいな話は特になかったんですね。

7 番

なかったですね。余り言っちゃいけないかなって，自分で多分制御しちゃったんじゃないですか。

あと，印象としては，部屋が狭いなと。

司会者

なるほど。

7 番

やけに狭かったという記憶があります。

司会者

ちなみに，ご発言したことは，報道してはいただけたんでしょうか。

7 番

いやあ。

司会者

まではわからない。あと，ご意見，ご感想のある方はいらっしゃいますか。今の質問で。いいでしょうかね。

あとはいかがですか，甲社の方はよろしいでしょうか。

甲社 A 記者

はい。私からは大丈夫です。

司会者

よろしいでしょうか。ほかに参加されている報道関係者の方はおられますかね。もしいらっしゃったらご意見があれば。

乙社 B 記者

それでは、せっかくですから。乙社の記者の B と申します。一つ、重たい質問になるかもしれないのですが、なおかつ仮定の話で恐縮なんですけど、先ほどの経験者の発言の中では、無期懲役か量刑かみたいなこともあったかと思うんですが、もし、死刑が求刑されるような事件を自分が担当しなければいけないというふうなことになったときに、その一般的な懲役何年という刑を決めるような事件と同じように自分でもできたと思うか、それとも、死刑が、その人の命がかかるような事件は自分は絶対無理だというふうに感じられるか、その辺りはどのように思われているのかなというふうなことを教えていただければと思います。

司会者

その質問は、どう答えたらいいということになるんでしょうか。質問の趣旨は。つまり、選ばれてしまったから、死刑になるかどうかとわかるのは一番最後になるわけですね。だから、どの時点の話をするんですか。自分は無理だとかいうのは、その時点で、その時点で自分が仮にそういう担当をしたら、最後に検察官が死刑を求刑してきたら、その時点で自分はやめたいということをお願いできますかということなのか、その質問の趣旨を限定していただかないとわかりにくいと思うんですが、どのようなことをお聞きになりたいということになりますでしょうかね。

乙社 B 記者

今の制度ですと、確かに。

司会者

また、ご負担をね、今自分が実際に担当したものに比べて、負担は重いかもしれないと。それでも頑張ると意見を聞きたいのか、それだと大変だと思

うというご意見を聞きたいのか、つまりそこですよ。その辺を明確にしていただかないと、お答えしにくいかと思うんですが。

おっしゃりたいことはわかるんですが、そうお答えすればいいかということですが。質問して下さる方が、そこを明確にしていただかないと、こちらは答えようがわからないと思いますが。

乙社 B 記者

死刑というような判断にかかわれるか、かかわれないかという、要はそれだけですが。

司会者

非常に漠としています。何かありますか。特にご意見のある方はいらっしゃらないですか。

どうぞ、8 番。

8 番

今のご質問の意味はよくわかりました。自分の立場で考えると、その死刑に極刑になるほどの、その資料提出に堪えられるかどうかというのは別としても、私が、今度するときにもそうですが、現実に命が失われ限りはそれが無いんだとしたら、やっぱりその死刑はあってはいいのか悪いのかということ、恐らく乙社さんはおっしゃりたいんだと思いますが、でも奪われている命は戻ってきませんので、そこら辺の状況とかにもよるんだと思いますが、やっぱりそれはあり得るかなという気はします。

5 番

かかわれるか、かかわれないかと言われても、もう来た段階で、このあれだったので、私は何とも言えないんですが、行って、かかわれませんかとも言えないし、ちょっとその辺はなんて言っていいかわからないというのが、質問に対して、そういう気持ちです。

司会者

質問者の方もわかりかと思えますように、きょうお話したように、きょう担当された方は、皆さん殺人、傷害致死の方は違いますが、殺人の事件を担当されている方がおられますので、そういった意味では、ふたを開けてみるまでわからないということですから。で、人がお亡くなりになっているということを、重圧を抱えながらされたということは前提にはなっているんだと思うんですね。

それで、私とその質問の趣旨はどういうことかと申し上げたので、その上で、さらに何が聞きたいのかということだったんですよ。わかりますよね。

乙社B記者

はい。

司会者

2番の方はいかがでしょうか。

2番

結局、我々は地裁の裁判しかやらないので、死刑に不満があるのであれば、高等裁判所であるとか、そういうところで、いわゆる裁判員抜きの裁判を受けて、控訴してっていうふうになっていくと思うんですね。もし不満があるのであれば。

死刑という判決が正しいものと、容疑者側が思うのであれば、その時点で、我々の選択は正しかったと、そういうことになると思いますし、死刑というのもただの刑の一つですから、無期懲役となって、死ぬまで刑務所に入っているのが、果たしてそれで人生を謳歌していると言えるのかというと、またそれはそれで違うと思うですよ。

なので、特に我々が死刑という選択をしたとしても、そんなに裁判員自体が気に病む必要はないと思います。はい。

司会者

あとはありますでしょうか。そうしましたら、お時間になりましたので、

報道機関からのご質問の時間もここまでとさせていただきたいと思います。

この会はこれで終わりにさせていただきますが、裁判所から、司会の私以外にももう一名参加しておりますが、堀田裁判官のほうから何かご質問などありましたら。

堀田裁判官

質問は、特にありませんが、きょうはわかりやすい審理ということがテーマの中心だったわけですが、私どももわかりやすい裁判をできるだけやりたいということで、日々悩んでいるところですが、きょうはいろいろお話を伺えて、その、今後わかりやすい裁判をやっていく上で、ヒントになるなど、たくさん伺えました。本当にありがとうございました。今後の参考にぜひさせていただきたいと思います。

司会者

なかなか、司会の不手際で思うようにお話いただけないことがあったかと思いますが、時間になりましたので、この辺りで、きょうの会を終わりにさせていただきたいと思います。

皆様からちょうだいいたしました貴重なご意見を参考にして、裁判所、検察庁、そして弁護士会、それぞれこれからよりよい裁判をつくっていくために、さらに努力を続けていきたいと思います。

本日は、ご参加いただきまして本当にありがとうございました。これで、本日の意見交換会を終わりにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上